

平成30年度予算見積調書

課室名: 防犯・交通安全課

担当名: 防犯事業担当

内線: 2945

(単位: 千円)

番号	事業名	会計 款 項	目	説明事業
B76	犯罪被害者等支援強化推進事業	一般会 計	総務費 県民費 費	県民活動推進 防犯のまちづくり推進費
事業 期 間	平成30年度～ 平成34年度	根拠 法 令	犯罪被害者等基本法	宣言項目 分野施策
				020410 防犯対策の推進と捜査活動の強化

1 事業概要

性犯罪被害は潜在化しやすく、警察に被害届を出していれば当然に受けることができる公的な支援が被害者に届かないのが現状である。

性犯罪等に係る夜間の相談のニーズは高く、近隣県の夜間電話相談では夕方から夜にかけての件数が多くなっている。

性犯罪被害相談時間の拡大を図るとともに、警察へ未届けの被害者に対する医療費及び法律相談等の公費負担を実施し、性犯罪被害者を支援する。

- (1) 性犯罪相談体制強化事業 10,334千円
- (2) 医療費等公費負担事業 1,000千円
- (3) 法律相談等公費負担事業 324千円

2 事業主体及び負担区分

- (1)、(3) (国1/2、県1/2)
- (2) (国1/3、県2/3)

3 地方財政措置の状況

なし

4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×3人=26,125千円

5 事業説明

(1) 事業内容

- ア 性犯罪被害相談体制強化事業
性暴力等犯罪被害専用相談電話（アイリスホットライン）の相談時間を夜間、土曜へ拡大する。
- イ 医療費等公費負担事業
やむを得ない事情により警察へ届出できなかつた性犯罪被害者に対して、医療費等（初診料、診断書料、緊急妊娠措置、検査費用、人工妊娠中絶費用）を助成する。
- ウ 法律相談等公費負担事業
被害者支援の精通弁護士による法律相談を公費負担し、刑事・行政・民事を問わず、被害者のニーズに対応した包括的な支援を行う。

(2) 事業計画

- ア 相談電話夜間、土曜拡大 5月
- イ 普及啓発 青少年合同キャンペーン等 7月
- ウ 医療費公布負担事業 運用開始 4月
- エ 法律相談等公費負担事業 運用開始 4月

(3) 事業効果

- ア 潜在化しやすい性犯罪被害者に対する支援を充実し、すべての女性が輝く社会を実現する。
- イ 身体的、精神的被害の回復を図るため、適切な医療等の受診を促す。
- ウ 精通弁護士による支援により被害者のニーズを整理した上で対応が可能

(4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況

性犯罪被害者への支援は、県、県警、援助センター、県産婦人科医会の4者で協定を締結し、ワンストップ体制で対応している。また、被害者のニーズに応じて、福祉・医療サービスや法律相談など、必要な支援へと繋ぐための体制を整備する。

予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
		国庫支出金						
決定額	11,658	3,886					7,772	11,658
前年額	0						0	